

令和8年度診療報酬改定の概要 【歯科】

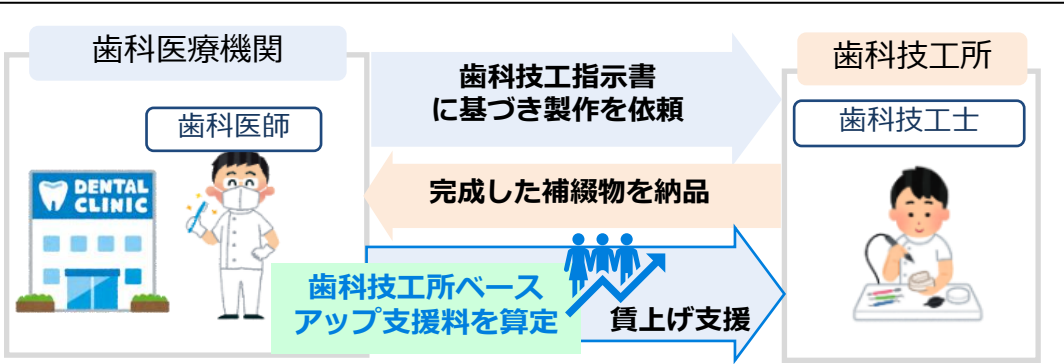
厚生労働省保険局医療課

- ※ 本資料は現時点での改定の概要をご紹介するためのものであり、算定要件・施設基準等の詳細については、今後正式に発出される告示・通知等をご確認ください。
- ※ 本資料は、HP掲載時に適宜修正する場合がありますのでご注意ください。

賃上げに向けた評価の見直し③

歯科技工所ベースアップ支援料の新設

- 歯科技工所に所属する歯科技工士の確実な賃上げを図る観点から、歯科技工所ベースアップ支援料を新設する。
- また、令和9年6月以降においては、所定点数の100分の200に相当する点数により算定する。



(新) 歯科技工所ベースアップ支援料 (1装置につき) 15点

[算定要件 (通知)]

- (1) 歯科技工所ベースアップ支援料は、当該保険医療機関の歯科医師から交付された歯科技工指示書に基づき、歯科医療の用に供する補綴物等の製作等の委託を受けた歯科技工所に所属する歯科技工士の賃金の改善を実施することについて評価したものであり、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、補綴物等の製作等の委託を行った場合に、所定点数を算定する。
- (2) 歯科医師から交付された歯科技工指示書や歯科医師の直接の指示に基づき、当該保険医療機関内の歯科技工士が補綴物等の製作や修理を行う場合には算定できない。
- (3) 本区分は、M005に掲げる装着又はN008に掲げる装着の算定時に算定する。
※装着の費用が含まれる支台築造、暫間歯冠補綴装置、3次元プリント有床義歯等については、各区分の算定日に本区分を算定する。

[施設基準(通知)]

- (1) 歯科技工所に補綴物等の製作等を委託しており、当該歯科技工所の歯科技工士の賃上げ等、補綴物の製作を後方から支援する保険医療機関であること。
- (2) 当該保険医療機関は、当該支援料の趣旨を踏まえ、製作等を委託する歯科技工所が当該支援料による賃金改善の意向を有する場合に、当該歯科技工所と連携の上で届出を行うとともに、当該支援料を全て歯科技工所への委託費として支払うこと。

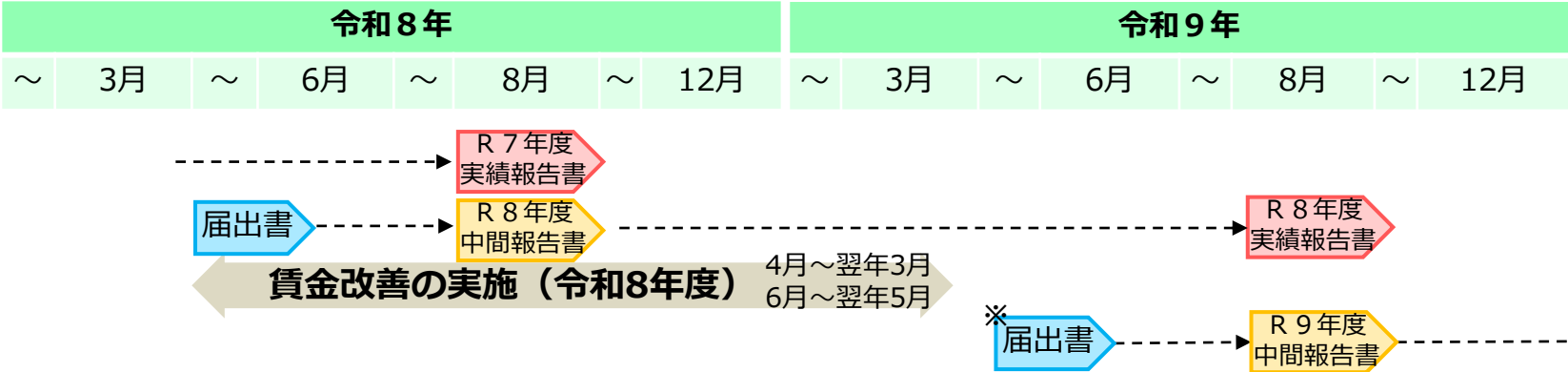
届出に関する事項 (概要)

- 毎年8月において、前年度における賃金改善の取組状況を評価するため「実績報告書」を地方厚生(支)局長に届け出ること。
- 保険医療機関は、歯科技工所ベースアップ支援料の算定に係る書類(「実績報告書」等)を、当該支援料を算定する年度の終了後3年間保管すること。

ベースアップ評価料に関する手続きの概要

ベースアップ評価料を届け出る場合に必要手続きの流れ

- 令和8年度にベースアップ評価料による賃金改善を行う場合には、算定を開始する前月までに届出を行う。
- 算定する年度の8月に賃金改善中間報告書、翌年度の8月に賃金改善実績報告書を提出する必要がある。



- 届出書、賃金改善中間報告書、賃金改善実績報告書に記載を要する主な事項は次の通り。
 - 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届け出る場合は、申請時点では、評価料の対象職員のみが分かれば申請が可能。
 - 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）、入院ベースアップ評価料を届け出る場合であっても、申請時点では「月額賃金総額」や「延べ入院患者数」等が分かれば申請できる。（今改定から、申請時点での「賃金改善計画書」の添付は不要）
- ※ただし、歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）を令和8年度から継続して算定する場合には、令和9年度の届出書の提出は不要。

届出書

- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
 - ・対象職員数
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）・入院ベースアップ評価料
 - ・初再診料等の算定回数、延べ入院患者数
 - ・**月額賃金総額**
 - ・対象職員数

中間報告書

- ・ベースアップ評価料の算定収入額
- ・対象職種ごとの常勤換算数
- ・**基本給等総額（給与改善前・後）**
- ・賞与の月数の変化

※対象職種を指定して報告：
歯科医師・歯科衛生士・事務職員 等

報告書

- ・ベースアップ評価料の算定収入額
- ・対象職種ごとの常勤換算数
- ・**基本給等総額（給与改善前・後）**
- ・賞与の月数の変化

※対象職員の合計及び、一部の対象職種の内訳について報告

- 算定期間内に、区分計算時に必要な項目の大きな変動（**対象職員数の1割以上の変動**、3月ごとのベースアップ評価料の**算定回数の1割以上の変動**）があり、**再計算をした場合に区分の変化がある場合**には、区分変更の届出が必要。

小児の咬合機能獲得に向けた対応の充実

可撤式保険装置の新設

- 小児義歯による可撤式保険装置を小児保険装置に位置づけるとともに、評価を見直す。

現行

【小児保険装置】 600点
 (新設)
 (新設)
 [算定要件]
 注1 クラウンループ又はバンドループを装着した場合に限り算定する。
 2 (略)
 (新設)

改定後

【小児保険装置】
1 固定式保険装置 850点
2 可撤式保険装置 1,200点
 [算定要件]
 注1 1については、クラウンループ又はバンドループを装着した場合に限り算定する。
 2 (略)
(3)「2 可撤式保険装置」は、以下のいずれかに該当する症例に対して、床義歯形態の装置を装着した場合に算定する。なお、算定に当たっては、以下のいずれに該当するかを診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
 イ 両側性の乳臼歯を早期喪失した場合
 ロ 片側性の2歯以上の乳臼歯を早期喪失した場合
 ハ 片側性の乳臼歯1歯欠損であっても、支台歯に加重負担をきたす可能性がある場合
 ニ 乳前歯を早期喪失した場合
 ホ 永久歯を早期喪失し、将来の補綴処置に備えて保険を行う必要がある場合

<クラウンループ>



<可撤式保険装置>



小児保険装置に対する調整や修理の評価の新設

- 小児保険装置に対する調整や修理の評価を新設する。

現行

【歯科口腔リハビリテーション料1 (1口腔につき)】
 3 (新設)
 [算定要件]
 注3 (新設)
 (新設)

改定後

【歯科口腔リハビリテーション料1 (1口腔につき)】
3 小児保険装置の場合 180点
 [算定要件]
注3 3については、区分番号M016-2に掲げる小児保険装置を装着している患者に対して、月1回に限り算定する。
(7)「3 小児保険装置の場合」は、小児保険装置を装着している患者に対して、正常な咬合関係の獲得を目的として、当該装置の調整又は修理を行った場合に月1回に限り算定する。この場合において、調整又は修理内容等の要点を診療録に記載すること。

<装置の調整等が必要な主な事例>



ループが歯肉に埋入

歯科医師と歯科技工士の連携の推進

歯科医師と歯科技工士の連携の推進

- 歯科技工士連携加算について、**補綴時診断料の算定時に算定可能**とするとともに、**印象採得**時の対象補綴物に、**ブリッジを追加**する。また、**一連の診療において**、別項目に規定される歯科技工士連携加算との**併算定を可能**とする。
- **施設基準の見直し**を行うことで、歯科医師と歯科技工士の連携の更なる推進を図る。

現行

【印象採得】
〔算定要件（抜粋）〕

注2 レジン前装金属冠、レジン前装チタン冠又はCAD/CAM冠を製作することを目的として、前歯部の印象採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて色調採得及び口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算2として、80点を所定点数に加算する。

注3 当該補綴物について、咬合採得並びに仮床試適に規定する歯科技工士連携加算は別に算定できない。
※光学印象、咬合採得、仮床試適についても同様

〔施設基準（抜粋）〕
(新設)

(新設)

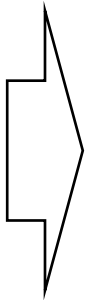
改定後

【印象採得】
〔算定要件（抜粋）〕

注2 **前歯部の歯冠補綴物又はブリッジ**を製作することを目的として、前歯部の印象採得を行うに当たって、歯科医師が歯科技工士とともに情報通信機器を用いて色調採得及び口腔内の確認等を行い、当該補綴物の製作に活用した場合には、歯科技工士連携加算2として、80点を所定点数に加算する。

注3 歯科技工士連携加算について、同一の補綴物の製作に当たって、補綴時診断料並びに咬合採得に規定する歯科技工士連携加算は、同日に行った場合を除き、**別に算定する。**
※**補綴時診断料**、光学印象、咬合採得、仮床試適についても同様

〔施設基準（抜粋）〕
□ 歯科技工士の**負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備**されていること。
ハ イの**連携体制に関する事項**等について、**保険医療機関の見やすい場所に掲示**していること。



＜一連の診療における歯科技工士連携加算の併算定について＞

	補綴時診断	印象採得	光学印象	咬合採得	仮床試適
補綴時診断		○ (前歯部のTiBr)			
印象採得	○ (前歯部のTiBr)			○ (前歯部の6歯以上のBr)	
光学印象					
咬合採得		○ (前歯部の6歯以上のBr)			○ (9歯以上の義歯)
仮床試適				○ (9歯以上の義歯)	

歯科医療機関



歯科技工所



歯科治療のデジタル化等の推進①

CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレーの適応拡大

➤ CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレーの活用が更に進むよう、評価及び大臼歯の咬合支持等の要件を見直す。

現行

【CAD/CAM冠】

〔算定要件（抜粋）〕

以下のいずれかに該当する場合に算定する。

イ 前歯又は小臼歯に使用する場合

ロ 第一大臼歯又は第二大臼歯にCAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を使用する場合（当該CAD/CAM冠を装着する部位の対側に大臼歯による咬合支持がある患者であって、以下のいずれかに該当する場合に限る。）

① 当該CAD/CAM冠を装着する部位と同側に大臼歯による咬合支持があり、当該補綴部位に過度な咬合圧が加わらない場合等

② 当該CAD/CAM冠を装着する部位の同側に大臼歯による咬合支持がない場合は、当該補綴部位の対合歯が欠損であり、当該補綴部位の近心側隣在歯までの咬合支持がある場合

ハ 歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者において、CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を大臼歯に使用する場合

ニ 大臼歯にCAD/CAM冠用材料（Ⅴ）を使用する場合

【CAD/CAMインレー（1歯につき）】 750点

改定後

【CAD/CAM冠】

〔算定要件（抜粋）〕

以下のいずれかに該当する場合に算定する。

イ 前歯又は小臼歯に使用する場合

ロ 大臼歯にCAD/CAM冠用材料（Ⅲ）又はCAD/CAM冠用材料（Ⅴ）を使用する場合

（削除）

（削除）

ハ 後継永久歯が先天的に欠如している乳歯に使用する場合

ニ （削除）

【CAD/CAMインレー（1歯につき）】 770点

※咬合支持要件：CAD/CAM冠と同様の見直しを行う。



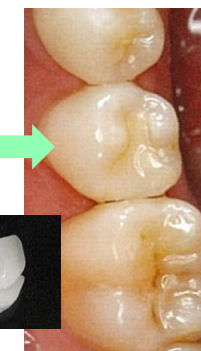
全部金属冠



CAD/CAM冠



〔窩洞形成〕



〔インレー装着〕

CAD/CAMインレー

（保存修復学第7版（医歯薬出版株式会社））

歯科治療のデジタル化等の推進②

光学印象の対象拡充

- 光学印象について、新たに、**CAD／CAM冠を対象**するとともに、**評価の引き上げ**を行う。

現行	
【光学印象】 〔算定要件（抜粋）〕 CAD／CAMインレーを製作する場合であって、デジタル印象採得装置を用いて、印象採得及び咬合採得を行った場合に算定する。	100点

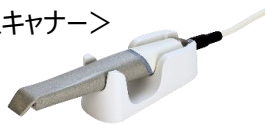


改定後	
【光学印象】 〔算定要件（抜粋）〕 CAD／CAM冠又はCAD／CAMインレー を製作する場合であって、デジタル印象採得装置を用いて、印象採得及び咬合採得を行った場合に算定する。	150点

＜スキャナー画像＞



＜口腔内スキャナー＞



クラウンブリッジ維持管理料の対象範囲の見直し

- クラウン・ブリッジ維持管理料の対象範囲を見直し、**CAD／CAM冠を対象に追加**する。

現行	
【クラウン・ブリッジ維持管理料】 〔算定要件（抜粋）〕 (4) (略) 次に掲げるものはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。 □ 歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者に対するM015に掲げる非金属歯冠修復（（6）のイに規定する場合を含む。） □ M015-2に掲げるCAD／CAM冠（（2）のイ、ロ及びニ並びに（3）に規定する場合を含む。）及びM017-2に掲げる高強度硬質レジンブリッジ（（2）のイに規定する場合を含む。）	

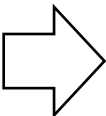


改定後	
【クラウン・ブリッジ維持管理料】 〔算定要件（抜粋）〕 (4) (略) 次に掲げるものはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。 □ 歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者に対するM017-2に掲げる高強度硬質レジンブリッジ（（2）のイに規定する場合を含む。）	

（参考）歯科固有の技術の見直し：内面処理加算の評価の引き上げ

- CAD／CAM冠及びCAD／CAMインレーの装着時に算定される内面処理加算について、歯科技工料調査の結果等を踏まえて、評価を引き上げる。

現行	
【装着】 内面処理加算 1（CAD／CAM冠） 内面処理加算 1（CAD／CAMインレー）	45点 45点



改定後	
【装着】 内面処理加算 1（CAD／CAM冠） 内面処理加算 1（CAD／CAMインレー）	55点 55点

歯科治療のデジタル化等の推進③

局部義歯における歯科用貴金属の使用の見直し

- ▶ 局部義歯に附属されるクラスプやバーについては、製作の実態に即して、原則、歯科用貴金属材料以外の材料を使用する運用に見直す。

現行	改定後
【鋳造鉤】 [算定要件] (新設)	【鋳造鉤】 [算定要件] (2) <u>鋳造鉤を算定する場合の特定保険医療材料は、基本的に鋳造用コバルトクロム合金を使用することとする。ただし、14カラット金合金及び金銀パラジウム合金を使用する特段の理由がある場合は、使用した理由を診療録に記載すること。</u>
【線鉤】 [算定要件] (新設)	【線鉤】 [算定要件] (2) <u>線鉤を算定する場合の保険医療材料は、基本的に不銹鋼及び特殊鋼を使用することとする。ただし、14カラット金合金を使用する特段の理由がある場合は、使用した理由を診療録に記載すること。</u>
【コンビネーション鉤】 [算定要件] (新設)	【コンビネーション鉤】 [算定要件] (4) <u>コンビネーション鉤を算定する場合に、鋳造鉤又はレストに用いる保険医療材料は、基本的に鋳造用コバルトクロム合金を使用することとする。ただし、金銀パラジウム合金を使用する特段の理由がある場合は、使用した理由を診療録に記載すること。</u>
【大連結子】 [算定要件] (新設)	【大連結子】 [算定要件] (2) <u>「1 鋳造バー」を算定する場合の特定保険医療材料は、基本的に鋳造用コバルトクロム合金を使用することとする。ただし、金銀パラジウム合金を使用する特段の理由がある場合は、使用した理由を診療録に記載すること。</u>

有床義歯の新たな製法に係る評価の新設

3次元プリント有床義歯に係る評価の新設

- 歯科治療のデジタル化を推進する観点から、新規医療機器等として保険適用され、現在準用点数で行われている3次元プリント有床義歯について、新たな評価を行う。

(新) 3次元プリント有床義歯（1顎につき） 4,000点

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、有床義歯の設計・製作に要する歯科技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニット及び歯科技工用重合装置（液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置）を用いて、有床義歯を設計・製作し、装着した場合に限り算定する。

- (1) 3次元プリント有床義歯とは、コンピュータ支援設計・製造ユニット及び歯科技工用重合装置（液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置）を用いて、作業模型で間接法により造形製作された有床義歯をいう。
- (2) 本区分を算定する場合は、1顎単位で算定する。
- (3) 3次元プリント有床義歯の製作時に実施した印象採得、咬合採得、仮床試適及び装着等の基本的な技術料は、所定点数に含まれ別に算定できない。
- (4) 製作後に義歯修理や床裏装等を実施する場合は、M018に掲げる有床義歯の例により算定する。

[施設基準]

- (1) 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されていること。
- (2) 保険医療機関内に液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置が設置されている場合は、専任の歯科技工士を配置していること。
- (3) 保険医療機関内に液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置が設置されていない場合は、当該装置を設置している歯科技工所との連携が図られていること。



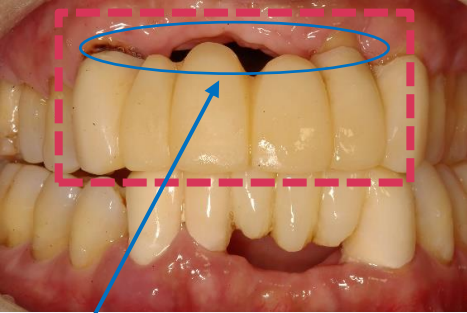
内容が類似する項目の整理

暫間歯冠補綴装置の新設

- テンポラリークラウン、リテーナー、歯周治療用装置（冠形態）、暫間固定（レジン連結冠固定法）、1歯欠損症例に対する暫間被覆冠成形品の連結について、暫間歯冠補綴装置に統一し、評価を新設する。

（新） 暫間歯冠補綴装置（1歯につき） 48点

- [算定要件]
- (1) 暫間歯冠補綴装置は、次に掲げるいずれかの場合に算定する。
- イ 歯冠補綴物又はブリッジ（接着ブリッジを含む。）の製作過程において、支台歯の保護等のために、テンポラリークラウン又はリテーナーを暫間的に装着した場合
 - ロ 歯周治療用装置として、重度の歯周病で長期の治療期間が予測される歯周病の患者に対して、治療中の咀嚼機能の回復及び残存歯への咬合の負担の軽減等を目的として、冠形態の装置を装着した場合 ※歯周病検査を実施した患者に対して算定し、3月を経過した以降に、再製作して差し支えない。
 - ハ 暫間固定として、歯の支持組織の負担を軽減し、歯槽骨の吸収を防止して、その再生治癒を促進させるため、暫間的に歯冠をレジン連続冠固定法により連結固定した場合
 - ニ 抜歯や外傷等による前歯部1歯欠損症例に対して、歯科用暫間被覆冠成形品を暫間的に隣在歯（天然歯に限る。）にエナメルボンドシステムにより連結固定した場合
- (2) 暫間歯冠補綴装置の歯数の数え方は、歯数及び欠損歯数により、装置数や部位にかかわらず、1歯につき算定する。ただし、（1）の二の場合は、隣在歯は歯数に含めない。
- (3) 印象採得、咬合採得、仮着、調整指導、修理、除去等の基本的な技術料及び保険医療材料料は所定点数に含まれ別に算定できない。

テンポラリークラウン	歯周治療用装置	暫間被覆冠成形品の連結
		前歯部1歯欠損  暫間被覆冠成形品 
支台歯の保護等のため装着	重度の歯周病	エナメルボンドシステム

ブリッジ関連

チタンブリッジの新設

- 金銀パラジウム合金の価格状況や、医療技術評価分科会等における検討結果を踏まえて、**チタンブリッジを新たに保険適用**する。

(新) チタンブリッジ（1装置につき） 2,800点

[算定要件]

- 注1 純チタンを用いてブリッジを製作し、装着した場合に限り算定する。
- 2 硬質レジンによる前装を行った場合は、レジン前装加算として、1歯につき600点を所定点数に加算する。
- (1) チタンブリッジとは、純チタン2種を用いて**全部鋳造方式**で製作する、1歯中間欠損部に対するポンティックを含む、**3歯ブリッジ**をいう。
- (2) 「注2」に規定するレジン前装加算は、純チタン2種を用いて全部鋳造方式で製作された、歯冠修復物やポンティックの唇面又は頬面を硬質レジンで前装した場合に、前歯又は小臼歯に限り算定する。大臼歯を前装する場合は、咬合面を金属で製作し頬面を硬質レジンで前装したポンティックに限り算定する。



＜チタンブリッジ＞（実際は3歯ブリッジが保険適用）



＜鋳造機＞

高強度硬質レジンブリッジの評価の引き上げ

- 歯科技工料調査の結果等を踏まえて、高強度硬質レジンブリッジと装着時に算定される内面処理加算の評価を引き上げる。

現行	
高強度硬質レジンブリッジ（1装置につき）	2,800点
【装着】	
内面処理加算 1（高強度硬質レジンブリッジ）	90点



改定後	
高強度硬質レジンブリッジ（1装置につき）	3,000点
【装着】	
内面処理加算 1（高強度硬質レジンブリッジ）	110点



有床義歯関連

床補強のための接着芯

➤ 有床義歯製作時における、歯科用金属芯による補強した場合の評価を新設する。

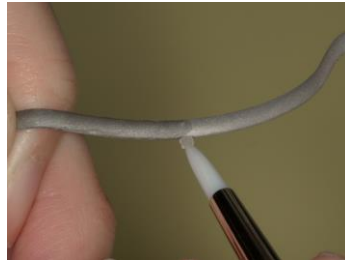
(新) 有床義歯補強加算 150点

〔算定要件〕
有床義歯に歯科用金属芯を埋入した場合は、有床義歯補強加算として150点を所定点数に加算する。ただし、保険医療材料料は所定点数に含まれる。

「注」に掲げる有床義歯補強加算は、有床義歯（「1のハ 9歯から11歯まで」、「1のニ 12歯から14歯まで」又は「2 総義歯」に限る。）の製作に際して、義歯の破損防止のために、歯科技工士が、アルミナ・サンドブラスト処理及び金属接着性プライマー処理等を行った、幅2.0mm以上、厚さ1.0mm以上の歯科用金属芯を有床義歯に埋入した場合に算定する。
有床義歯補強加算の算定に当たっては、主治の歯科医師は、金属芯の埋入を行った保険医療機関内に配置されている歯科技工士の氏名又は歯科技工所の名称を診療録に記載すること。



＜アルミナ・サンドブラスト処理＞



＜金属接着性プライマー処理＞



＜歯科用金属芯を埋入した有床義歯＞

口蓋補綴及び顎補綴の咬合採得

➤ 総義歯に準じて算定することとしていた口蓋補綴及び顎補綴の咬合採得について、算定項目として位置づけを明確化する。

現行

- 【咬合採得】
2 欠損補綴（1装置につき）
□ 有床義歯
（3） 総義歯 **283点**
口蓋補綴及び顎補綴の咬合採得は、本区分の「2の口の(3) 総義歯」の所定点数により算定する。



改定後

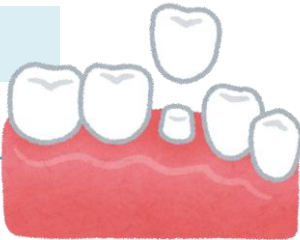
- 【咬合採得】
2 欠損補綴（1装置につき）
ハ 口蓋補綴、顎補綴
（1）咬合採得が困難なもの **260点**
（2）咬合採得が著しく困難なもの **360点**

歯科固有の技術の見直し

歯冠修復及び欠損補綴等の評価の見直し

➤ 歯冠修復及び欠損補綴等の評価について、[歯科技工料調査の結果等を踏まえて、評価を見直す](#)。

歯冠修復			現行	改定後
支台築造（間接法）	ファイバーポストを用いた場合	大臼歯	211点	221点
支台築造（間接法）	ファイバーポストを用いた場合	小臼歯及び前歯	180点	190点
レジンインレー	イ	単純なもの	128点	148点
レジンインレー	ロ	複雑なもの	180点	200点



欠損補綴			現行	改定後
有床義歯	総義歯		2,420点	2,500点
大連結子	鋳造バー		458点	468点
根面被覆	根面版によるもの		195点	225点
磁性アタッチメント	キーパー付き根面板を用いる場合		550点	580点



特定保険医療材料の機能区分の見直し①

合理化（人工歯）

➤ 診療報酬の請求において、臨床現場における使用方法を踏まえ、1 歯あたりの償還価格に変更する。

	現行の機能区分	改定後の機能区分
歯冠※027, 歯矯※028 陶歯 前歯用（真空焼成歯）	6 本 1 組：1,870円	1 歯：312円
歯冠※028, 歯矯※029 陶歯 臼歯用（真空焼成歯）	8 本 1 組：1,010円	1 歯：126円
歯冠※031, 歯矯※030 レジン歯 前歯用（J I S 適合品）	6 本 1 組：241円	1 歯：40円
歯冠※032, 歯矯※031 レジン歯 臼歯用（J I S 適合品）	8 本 1 組：235円	1 歯：29円
歯冠※033 スルフォン樹脂レジン歯 前歯用	6 本 1 組：620円	1 歯：103円
歯冠※034 スルフォン樹脂レジン歯 臼歯用	8 本 1 組：866円	1 歯：108円
歯冠※035 硬質レジン歯 前歯用	6 本 1 組：582円	1 歯：97円
歯冠※036 硬質レジン歯 臼歯用	8 本 1 組：733円	1 歯：92円

※ 歯冠：歯科点数表の第 2 章第 1 2 部に規定する特定保険医療材料
※ 歯矯：歯科点数表の第 2 章第 1 3 部に規定する特定保険医療材料

施設基準の届出について

お願い

- 令和8年6月1日から算定を行うためには、**令和8年5月7日から6月1日まで（必着）**に、届出を行う保険医療機関等の所在地を管轄する地方厚生（支）局の都道府県事務所へ届出が必要となりますので、ご注意願います。
- 締切日直前に届出が集中することが予想されますので、できる限り早期にご提出いただくようお願いいたします。